

令和元年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

31世監第181号
令和2年3月31日

世田谷区議会議長 様
世田谷区長 様

| | |
|----------|------|
| 世田谷区監査委員 | 萩原賢一 |
| 同 | 阿部能章 |
| 同 | 山口裕久 |
| 同 | 津上仁志 |

令和元年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の対象

平成30年度から令和元年度監査実施日までに着手、施工又はしゅん工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件名 世田谷区立こどものひろば公園第1期改修工事
- 2 施工場所 世田谷区下馬二丁目31番4号

第2 監査対象部

みどり33推進担当部

第3 監査の実施方法等

- 1 監査委員による監査
令和2年1月30日
現場実査及び監査対象部への事情聴取
- 2 事務局による監査
令和元年12月20日
監査対象部への書類調査及び事情聴取
- 3 工事技術調査
令和元年11月7日
公益社団法人大阪技術振興協会への委託による工事技術調査

第4 監査の観点

工事が適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、経済的に妥当であるかについて、次の点を重点項目として、財務、技術の両面から監査した。

- 1 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- 2 設計図書（図面、仕様書）及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- 3 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- 4 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

第5 監査対象工事の概要

- 1 施設名称 世田谷区立こどものひろば公園

2 工事概要

- (1)所在地 世田谷区下馬二丁目31番4号
- (2)公園面積 19,239.24㎡
- (3)工事面積 約5,500㎡
- (4)契約内容 契約方法 一般競争入札(総合評価方式)
契約相手 株式会社 岡野造園
契約金額 143,550,000円(消費税込み)
(注1)
- (5)契約日 令和元年8月19日
- (6)工期 令和元年8月19日から令和2年2月28日(注2)
- (注1)案内板の減、ベンチの増設など工事現場の状況に応じた仕様変更等により、令和2年3月10日付の契約変更で、契約金額が141,605,200円(消費税込み)となった。
- (注2)公園施設(スカイウェイ)の仕様変更により、令和2年2月13日付の契約変更で、工期が令和2年3月13日までとなった。

3 工事の目的・方針

本公園は、東京100年祭記念事業で小学生が考えた遊び場プランをもとに設計し、昭和48年に開園した。開園から46年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、改修工事を行う。

設計段階において、現場ヒアリング調査や住民参加検討会、小学生による遊具投票など、地域住民の声を聞きながら、改修内容を検討した。検討においては、地域住民より当公園が親しまれていることを踏まえ、公園の姿は大きく変えず改善に取り組むこととした。特に、住宅街に残る貴重なみどりとして、樹木はできる限り保全することとした。

平成30年3月に事業認可を取得し、調査・設計を行い、令和元年度から、3期に分けて改修工事を行うものであり、本件工事は第1期の改修工事である。

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 都市計画公園 事業名称 | 東京都市計画公園第6・5・8号 世田谷公園 |
| 都市計画決定 | 昭和32年12月21日 |
| 事業認可 | 平成30年 3月14日 |
| 事業期間 | 平成30年 3月14日 から令和3年3月31日(延伸予定) |
| 事業面積 | 1.92ヘクタール |

4 敷地の状況

(1) 公園周辺の状況

当公園は都営団地の中に位置し、近隣には保育園や小学校、福祉作業所等が複数存在している。

(2) 公園敷地の状況

公園敷地は道路を挟んで西と東に分かれている。西側には、下馬図書館、さくらの丘、少年野球場、噴水広場、東側には、流れ、池、遊具広場がある。公園内には多くの樹木があり、都市の中の貴重なみどり空間を形成している。

5 工事内容

(1) 公園土工 一式

(2) 公園施設撤去・移設工 一式

(3) 園路広場工 透水性アスファルト舗装(約1,300㎡)、階段(2箇所)、スカイウェイ(一式) 外

(4) 休養施設工 ベンチ(6基) 外

(5) 遊戯整備工 立体迷路(一式)、トリデ(一式)

(6) 管理施設工 ロープ柵(約200m)、車止め(19基)、制札板(3基)、案内板(3基) 外

(7) 給排水設備工 水飲み(1基)、給水管(約40m)、浸透柵(31基)、横断溝(約40m)、浸透トレンチ(約340m) 外

(8) 電気設備工 公園灯(14基)、ハンドホール(4基)、電線管(約400m)、電線(約400m)、時計(1基) 外

(9) 植栽工 高木(1本)、中低木(約240株) 外

6 関連する主な委託契約の概要

| 委託年度 | 委託内容 | 受託者 | 契約金額(円) (消費税込み) |
|--------|----------------|----------------------------|--------------------|
| 平成29年度 | 基礎調査及び 測量委託 | 株式会社セリオス 東京支店世田谷営業所 | 6,685,200 |
| 平成30年度 | 実施設計委託 | N T C コンサルタンツ 株式会社 東京支社 | 37,260,000 |

第6 工事技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した工事技術調査によれば、世

田谷区立こどものひろば公園第1期改修工事は、「おおむね良好」とされたが、次のような助言等があった。

1 技術調査全般

工事は、年末年始休暇を超えて2月末に竣工期限を迎えるので、厳しい工程管理及びその他の施工管理が極めて重要である。加えて、地球温暖化による気候変動に伴い、通常乾燥期である秋から冬にかけて豪雨も予想されるので、このような状況を想定した施工管理が必要である。造り終えた構造物が無駄にならないように事前の対応が重要である。

2 個別的所見

(1) 施工計画書の内容

施工計画書は、どこで、誰が、いつ、何を、どのようにするのかを明確にして、これを活用する人たちに積極的に伝える必要があるので、伝えやすくするためにページを振られたい。

購入資材管理は、重要な管理項目であるので、工程・品質・出来形(工事施工が完了した部分)・写真の各管理に加えて表記するとともに、現場組織表には、購入資材管理者名を表記されたい。

施工方法は、発注者の意図が具体的かつ明確に表記されているか、特に「方法・留意点」については、具体的に表記されているか確認されたい。

安全管理の項目の始業時間及び終業時間は、当該作業場の就業規則となるので、安全施工サイクルに時間を表記されたい。

(2) 工事写真の撮影管理

工事写真に写っている黒板には、撮影年月日及び写真の説明事項が記載されていたが、撮影目的の文字が写真で確認できないものについては、写真を貼りつけた用紙に撮影記録を表記するよう検討されたい。

3 その他の所見(一般的な留意点)

(1) 契約工期内完成が大前提のため、工程管理を請負者に任せるのではなく、発注者としても 年末年始休暇後に作業員の緊張感が落ちないように注意喚起する 丁張(工事を着手する前に建物の正確な位置を出す作業)などの測量が後手にならないように対応策を講じる 手直しの必要がある場合は結論を早く出して優先的に行う 12月から2月にかけては一日が短く感じることなどに注

意する、ことにより工期内竣工を目指していただきたい。

- (2) 工事現場の災害・事故防止対策は、災害がいつでも発生する前提で考えておかなければならない。熱中症は、大きな問題の一つであり、作業能率に影響を及ぼしてきている。今後、発注者にとっては、作業効率係数にも及ぶものとして問題提起したい。
- (3) 工事現場で使用する現場購入の資機材は、施工計画書の現場組織の記載の中で資材管理者を明確にするとともに、施工管理項目において検査要領及び保管要領を表記し、計画的に管理するよう留意していただきたい。
- (4) 台風などの暴風や豪雨が予想される場合は、現場内の整頓や資材の飛散防止対策、バリケードの補強などを行っているとのことだったが、気象情報を分析した臨機応変な対応ができるように留意していただきたい。

第 7 監査の結果

監査の結果、世田谷区立こどものひろば公園第 1 期改修工事については、おおむね適正に行われていると認められた。

第 8 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

1 工事中の工程管理及び安全管理について

公園は、地域の生活やレクリエーションなどの憩いの場、地域コミュニティ活動の場、広域避難場所としての防災機能など様々な役割を持っている。改修する際には、このような役割への影響を最小限にとどめるような配慮が重要である。

今回の技術調査では、工程管理について工期内施工に向けた留意点などの助言があったが、工期の最終段階で「スカイウェイ」の基礎の位置を変更したため工期延伸する結果となった。これは、「スカイウェイ」の基礎工事に当たり張り出した樹木の根が基礎の場所を遮っていることが判明したことに伴い、仕様変更を行ったことによるものである。区では、基礎の場所を変更し工期延伸するか樹木を伐採するかの検討を行い、なるべく樹木を残したいという地域住民の声を尊重した結果となっている。公園の役割への影響を最小限にとどめるためにも、今回の延伸事由を再検証して今後の第 2 期及び第 3 期改修工事が円滑に進められるよう努め

られたい。

また、工事中の安全管理については、工事関係者はもとより公園の利用者、近隣の住民、歩行者などの第三者に対しても事故防止に努めることが重要である。

今回の技術調査では、安全管理について工事現場の災害・事故防止対策に向けた留意点などの助言を受けている。本件工事は、これまで無事故で施工されており、技術調査でも、安全管理上、特に問題はないとされたが、助言では、より安全性を高め万全を期していく観点から、突発的な豪雨への対応などについて触れられている。このような安全対策については、決して施工業者任せで成しえるものではない。

今後も区が発注する工事の施工に当たっては、区が主体的に施工業者に対する適切な指導を行うなど、発注者としての適切な安全管理に努めるとともに、技術調査の結果における助言を活かしながらより安全な工事の施工に向け努力されたい。

2 地域住民との協働について

区内の公園等は、令和2年3月1日現在で601箇所となっている。初めて区内に公園を開設してから80年余り経過し、設置後30年以上経過した公園等が約5割となっており、老朽化している公園施設も増えている。

このような中、区では、対症療法的な維持管理から調査点検に基づく優先度を設定した計画的な維持管理に転換していくことを目的にして平成29年3月に「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」を策定し、財政負担の平準化や公園施設の安全性・防犯性の向上を目指して公園改修を進めている。改修後も公園を長く大切に使うためには、計画・施工段階から地域住民がそれぞれの公園に愛着を持てるような取り組みを行うことも有用である。そのために改修する際は、地域住民の理解と協力を得ながら進めることが極めて重要である。

本件工事においても、本計画に基づき改修を進め、地域住民との協働により、情報発信、意見集約、検討会の3つの手法を用いて取り組まれてきた。今後行われる第2期及び第3期の改修工事を進めるに当たっても、改修後の維持管理面も含め地域住民との協働により検討を行い、地域に親しまれる公園づくりに努められたい。

